

1 幼児期から高校生期における消費者教育の推進

取組方針	R3～R7年度 取組内容		R3年度 実施内容等
(取組方針1) 消費者教育についての意義及び取組の周知	◆学校教育における消費者教育についての現状把握	教育機関との協力による情報交換・現状把握	学校訪問、教科部会等での情報交換
		教育機関への計画及び取組説明	教科部会（家庭科・社会科）での取組説明、資料提供
	◆市職員への研修及び教育機関関係者への出前講座による周知	市職員研修の実施	外部講師による市職員研修の実施
		教育機関関係者への出前講座等による周知	—
(取組方針2) 各教育関係機関に向けた消費者教育の連携と支援	◆幼児期から高校生期における取組の体系的な整理と情報共有	関係機関と協力した取組や課題の把握	学校訪問、教科部会等での情報交換（再掲）
		イメージマップに基づく取組の整理、情報共有	—
	◆取組の連携、さらなる充実に向けた支援	教育機関等と協力した支援策の検討	学校訪問、教科部会等での情報交換（再掲）
		関係機関との役割分担による効果的な施策の展開	幼年期～小学生親子向けの外部講師及び各種機関との連携による小学生親子向け講座の実施
(取組方針3) 学校教育機関と消費者行政、地域との連携の支援	◆消費者行政専門機関による取組に対する支援	教育現場への専門機関による教育メニューの提供	教育資料及び教材等の情報収集・貸出
	◆地域と連携した取組への支援	地域活動における学びの機会の拡大	—
(取組方針4) 保護者への消費者教育の意義及び取組の周知	◆保護者と児童生徒への消費者教育の意義及び取組の周知	教育機関への取組の説明、実施機会の協議	教科部会（家庭科・社会科）での取組説明、資料提供（再掲）
		出前講座、資料提供等による取組の実施	教育資料及び教材等の情報収集・貸出（再掲）
	◆家庭における消費者教育の推進	保護者と一緒に学ぶ機会の提供	幼年期～小学生親子向けの外部講師及び各種機関との連携による小学生親子向け講座の実施（再掲）
計画期間中の目標			R3年度 成果の検証
施策目標	◆幼児期から高校生期における消費者教育の現状把握と取組の体系的な整理 取組の体系的な整理による情報共有と定期的な意見交換の場の確保 各主体による具体的取組の現状把握と目指す姿の明確化		○学校訪問や教科部会での消費者教育についての事業説明等を通じ、情報共有・意見交換することができた。 ○コロナ禍の影響により、講座等の中止や縮小を余儀なくされた。対面によらない方法による実施が必要。

2 高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

取組方針	R3～R7年度 取組内容		R3年度 実施内容等
(取組方針1) 高齢者・障がい者等への消費者教育・啓発の推進	◆高齢者・障がい者等における消費者問題の現状把握	センターへの相談内容の整理、分析	年間の相談の整理、分析
		警察等との連携による消費者被害の実態把握	警察との連携による実態把握・情報交換
	◆高齢者・障がい者等への啓発活動の実施	出前講座のメニューの充実	—
		高齢者等が集まる機会での啓発の実施	啓発寸劇等による出前講座の実施
		障がい者福祉施設、福祉作業所、見守り団体など障がい者や見守る方が集まる場所での啓発の実施	見守り団体、防犯団体等での講座の実施
		出前講座でのアンケート等による現状の把握	アンケート結果の整理、分析
	◆高齢者、障がい者等を重点とした広報活動の実施	市報・CATV・HP等を使った注意喚起	市報での相談事例掲載 公式HP、FM放送での注意喚起
福祉部門、防犯部門と協力した高齢者宅訪問、施設訪問での注意喚起		高齢者宅訪問時の啓発チラシ配布 見守り団体、防犯団体等での講座の実施（再掲）	
(取組方針2) 「見守りネットワーク」を活用した見守り体制の構築	◆見守りネットワークによる見守りの推進	関係団体による見守りネットワークの構築	ネットワーク構築に向けた調査・研究
		見守りネットワーク組織での意見交換・情報共有	会議等での意見交換・情報共有
		見守りネットワークを活用した注意喚起情報等の提供	—
		見守りネットワーク及び構成団体での研修等の実施・支援	—
(取組方針3) 地域の見守り体制の支援と担い手の育成	◆地域での取組の把握及び情報提供	取組内容の現状把握	取組の調査・現状把握
		情報提供による取組の広がり	啓発寸劇等による出前講座の実施（再掲）
	◆地域住民による見守り等の支援	情報提供及び関係機関との連携	啓発寸劇等による出前講座の実施（再掲）
		担い手育成に向けた取組の支援	—
計画期間中の目標			R3年度 成果の検証
施策目標	◆教育・啓発推進体制の構築と活動の実施 見守りネットワークの活用と定期的な意見交換、研修等の実施		○庁内関係部署との協議や、高齢者の見守りに慣例する団体での講演を行い、ネットワーク構築に向けた意識の醸成が図られた。
	◆高齢者・障がい者等の消費者被害の認知件数及び被害額の減少 警察や消費生活センターが把握した件数、被害額の検証		○鳥取県警本部の特殊詐欺被害認知件数は前年度から増加。市消費生活センターでの被害等に関する相談件数も前年度から増加。 市消費生活センターでの相談件数（65歳以上） R3 73件（R2 38件） ○特殊詐欺に関する相談増加を受け、「鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金」事業を実施した。

3 エシカル消費の意義の普及と推進

取組方針	R3～R7年度 取組内容		R3年度 実施内容等
(取組方針1) 消費者の消費行動の持つ意味の教育・啓発	◆本市におけるエシカル消費に関する現状の把握	イベント等での意識調査の実施	—
		関係団体との情報交換及び現状把握	—
	◆エシカル消費の認知度の向上	国、県などのパンフレットの活用	国、県などのパンフレットの活用
		市報やCATV、動画配信サイト等の活用	公式HPでの周知
		地域団体、事業所等との協力による周知	—
		市職員への研修の実施	外部講師による市職員研修の実施（再掲）
		子育て世代等が集まる機会での情報提供	—
(取組方針2) 産・学・官の連携によるエシカル消費の普及への取組	◆エシカル消費の普及に向けた、産・学・官連携の強化	関係機関との意見交換及び連携強化	関係団体との意見交換（再掲）
		普及に向けた取組の支援	関係団体と連携した啓発活動の実施（再掲）
	◆取組事例の把握及び情報発信	取組事例の現状把握	取組の調査・現状把握
		情報発信による取組の広がり	公式HPでの周知（再掲）
	◆産・学・官連携によるエシカル消費の普及イベントの実施	関連事業を活用したエシカル消費の周知・普及	—
		産・学・官連携によるイベントの実施	—
	計画期間中の目標		
施策目標	◆市民のエシカル消費に対する認知度の向上 エシカル消費を正しく理解し、実践する市民 5割以上の達成 各主体による具体的取組の現状把握と目指す姿の明確化		○コロナ禍の影響により、イベント等での意識調査の実施を中止。今後はイベント等対面によらない方法による実施が必要。 ○（参考：市職員研修でのエシカル消費の認知度 R2 47%、R3 43%）